

第1章 新しい教育プランの基本的な考え方

1 策定の趣旨

本市の教育施策を総合的かつ体系的に推進し、今後目指すべき基本理念や目標などを実現するための計画として、新たに「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」を策定します。

「かわさき教育プラン」は、教育委員会の取組内容を記載した行政の計画であるとともに、本市の今後約10年間の教育が目指すものを当事者間で共有し、連携・協力の下に取り組みを推進するための指針となるものです。

2 プランの位置づけ

教育の振興を総合的かつ体系的に推進し、今後目指すべき基本理念や目標などを実現するための計画として、教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本計画に位置づけられます。

また、本市総合計画をはじめ、本プランと関連する個別計画との整合を図りながら、教育施策を総合的に推進します。

○教育プランと関連する主な計画

計画名	所管局
新たな総合計画（策定中）	総合企画局
行財政改革に関する計画（策定中）	総務局
（仮称）国際施策推進プラン（策定中）	総務局
川崎市子ども・子育て支援事業計画	こども本部
（仮称）子ども・若者プラン（策定中）	こども本部
第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画	市民・こども局
第2期川崎市文化芸術振興計画	市民・こども局
川崎市スポーツ推進計画	市民・こども局
川崎市環境基本計画	環境局
川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン	健康福祉局
川崎市障害者雇用・就労促進行動計画	健康福祉局
第4次かわさきノーマライゼーションプラン	健康福祉局
かわさき資産マネジメントプラン など	財政局

3 対象期間

平成27年度から概ね10年を対象期間とします。

4 対象分野

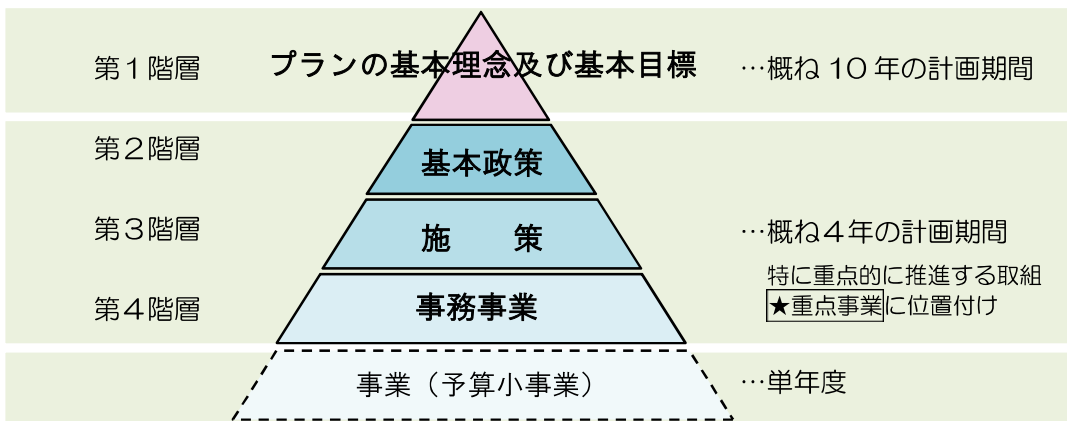
教育委員会が所管する市立の小・中・高・特別支援学校での学校教育と、幼児から高齢者までにわたる社会教育とします。

5 プランの構成及び計画期間

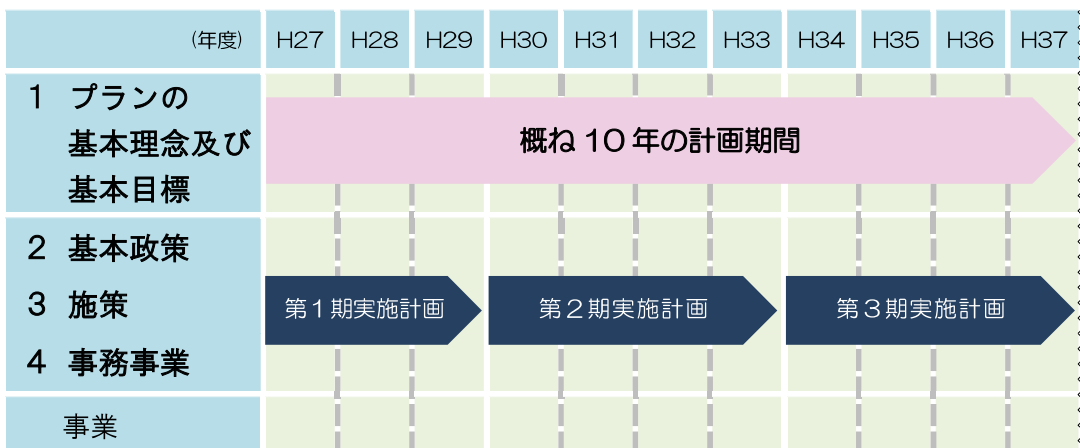
概ね 10 年間の計画期間全体を通じて実現を目指すものをプランの基本理念及び基本目標として掲げながら、具体的な取組内容は、基本政策、施策、事務事業の階層で体系的に整理します。基本政策、施策、事務事業については、概ね4年ごとに見直しを行う実施計画とすることで、新しい課題や状況の変化に、より柔軟に対応できるような政策体系とします。

また、各実施計画期間において、特に重点的に推進する取組を「重点事業」として位置づけます。

○ プランの構成



○ 計画期間



表の第 2 期実施計画、第 3 期実施計画の計画期間は想定とし、市総合計画と整合をとりながら定めていきます。